

薬第506-6号  
平成29年8月1日

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会会长様

埼玉県保健医療部薬務課長 天下井 昭（公印省略）

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

保健医療行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、標記について、平成29年7月26日付けで政令等の改正が公布され、その取扱いについて、平成29年7月26日付け薬生発0726第1号で厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添（写）のとおり通知がありました。

新たに麻薬及び麻薬向精神薬原料に指定された物質を取り扱う場合、本年8月25日以降は麻薬又は麻薬向精神薬原料としての規制を受けることとなりますので、貴会会員への周知について御配慮いただきますようお願いします。

## 記

### 1 改正の内容

- (1) 次の8物質を新たに麻薬として指定した。
  - ①N-（アマンタン-1-イル）-1-（5-フルオロペンチル）-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
  - ②2-（エチルアミノ）-1-（4-メチルフェニル）プロパン-1-オン及びその塩類
  - ③3, 4-ジクロロ-N-[2-（ジメチルアミノ）シクロヘキシリ] -N-メチルベンズアミド及びその塩類
  - ④2-フェニル-2-（ピペリジン-2-イル）酢酸エチルエステル及びその塩類
  - ⑤N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）-N-フェニルブタノアミド及びその塩類
  - ⑥2-（メチルアミノ）-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類

- ⑦メチル=2-[1-(シクロヘキシリメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート及びその塩類  
⑧N-メチル-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類

※上記8物質は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物として指定されているが、施行日以降は指定薬物から除外される。

※現在のところ、上記8物質を含有する医薬品は製造販売されていない。

(2) 次の2物質を新たに麻薬向精神薬原料として指定した。

- ①4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類  
②1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類

※2物質とも麻薬N-(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオニアニリド(別名フェンタニル)の原材料である。

※なお、含有濃度50%以下の製品は、麻薬向精神薬原料に関する規制を受けない。

(3) 上記(2)の2物質を特定麻薬向精神薬原料に指定した。

## 2 施行期日

公布の日(平成29年7月26日)から起算して30日を経過した日

(平成29年8月25日)

担当：薬物対策担当 大林  
電話：048-830-3633  
FAX：048-830-4806

別添



薬生発0726第1号  
平成29年7月26日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)

本日、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第204号。以下「改正政令」という。)及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第76号)が公布されましたので、貴職におかれましては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知の徹底と適切な指導をお願い申し上げます。

記



### 第1 改正の趣旨

今般、国連事務総長より1961年の麻薬に関する単一条約(昭和39年条約第22号)第3条第7項の規定に基づき下記2物質を附表Iに、また向精神薬に関する条約(平成2年条約第7号)第2条第7項の規定に基づき下記6物質を附表IIに、それぞれ追加すること及び麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約(平成4年条約第6号)第12条第6項の規定に基づき、下記2物質を附表Iに追加することが決定された旨の通告があった。

そのため、わが国でも、国内法令(麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成2年政令第238号)、麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和28年政令第57号)、麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和28年厚生省令第14号。以下「施行規則」という。))を改正し、これ

らの物質を麻薬又は特定麻薬向精神薬原料として規制するため必要な措置をとるものであること。

## 第2 改正の内容

### 1 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正

(1) 次の8物質を新たに麻薬に指定した。

- ① N-(アダマンタン-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- ② 2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類
- ③ 3, 4-ジクロロ-N-[2-(ジメチルアミノ)シクロヘキシリ]-N-メチルベンズアミド及びその塩類
- ④ 2-フェニル-2-(ピペリジン-2-イル)酢酸エチルエステル及びその塩類
- ⑤ N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルブタノアミド及びその塩類
- ⑥ 2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類
- ⑦ メチル=2-[1-(シクロヘキシリメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類
- ⑧ N-メチル-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-2-アミン及びその塩類

※③⑤：1961年の麻薬に関する單一約の附表Ⅰに追加

上記以外：向精神薬に関する約の附表Ⅱに追加

(2) 次の2物質を麻薬向精神薬原料に指定した。

- ① 4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類
- ② 1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類

### 2 麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正

次の2物質を特定麻薬向精神薬原料に指定した。

- ① 4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類
- ② 1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類

### 3 施行規則の一部改正

今回、麻薬向精神薬原料に指定した2物質のうち、一定濃度以下のものについては、麻薬向精神薬原料に関する規制の適用を除外することとし、これらの物質として50%を超えて含有する物について、別表第三に追加指定した。

- ① 4-アニリノ-1-フェネチルピペリジンとして50%を超えて含有する物

② 1-フェネチルピペリジン-4-オンとして50%を超えて含有する物

#### 4 施行期日

公布の日（平成29年7月26日）から起算して30日を経過した日（平成29年8月25日）から施行する。

### 第3 留意事項

#### 1 麻薬関係

- (1) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が業務又は研究のため、今般麻薬に指定される物質（以下「麻薬指定物質」という。）を継続して取り扱う場合には、改正政令の施行日以降、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による規制を受けることから、施行日までにあらかじめ麻薬研究者等の免許取得等必要な手続を行わせるとともに、記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- (2) 既に麻薬研究者等の免許を取得している者が、麻薬指定物質を取り扱う場合についても、(1)と同様に記録、保管、届出等の規制事項について指導し、管理不備に起因する事故が発生しないよう指導されたい。
- (3) (1)及び(2)について、同法第49条等の規定に基づく麻薬研究者等の届出書に記載する麻薬指定物質の期初在庫数量については、施行日現在の在庫数量を記載するよう指導されたい。
- (4) 医薬品製造業者、研究者及びその他の者が所有している麻薬指定物質のうち、今後必要としないものについては、改正政令の施行日までに廃棄するよう指導されたい。なお、麻薬指定物質を廃棄するときは、焼却等当該物質を回収することが困難となるような方法で行うよう指導されたい。
- (5) 改正政令の施行日以降に麻薬指定物質を発見した場合は、所定の調査を行い、状況に応じた措置をとられたい。

#### 2 特定麻薬向精神薬原料関係

- (1) 麻薬等原料輸入業者及び麻薬等原料輸出業者のうち、
  - ア 現に、今般新たに指定された4-アニリノ-1-フェネチルピペリジン及びその塩類及び1-フェネチルピペリジン-4-オン及びその塩類（以下「特定麻薬向精神薬原料指定物質」という。）以外の特定麻薬向精神薬原料（以下「他の特定麻薬向精神薬原料」という。）を取り扱う者に対しては、施行日以降、特定麻薬向精神薬原料指定物質を取り扱う場合には、他の特定麻薬向精神薬原料と同様、記録、保管、届出等を行うことについて指導されたい。
  - イ 新たに特定麻薬向精神薬原料を取り扱うこととなる者に対しては、施行日以降、特定麻薬向精神薬原料指定物質を輸入（輸出）する場合に

は、特定麻薬向精神薬原料としての規制の適用を受けることとなるので、輸入(輸出)の都度、地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)を経由し、厚生労働大臣へ事前の届出を行うこと等について指導されたい。

- (2) 麻薬等原料製造業者、麻薬等原料卸小売業者が業務のため、施行日以降、特定麻薬向精神薬原料指定物質を継続して取り扱う場合には、特定麻薬等原料製造業者及び特定麻薬等原料卸小売業者（以下「特定麻薬等原料製造業者等」という。）としての規制の適用を受けることとなるので、施行日以降であって取り扱うこととなる日までにあらかじめ（施行日と取り扱うこととなる日が同日の場合は施行日に）特定麻薬等原料製造業者等の届出等必要な手続きを行わせるとともに、記録、保管、届出等を行うことについて指導されたい。
- (3) 現に、他の特定麻薬向精神薬原料を取り扱う特定麻薬等原料製造業者等に対しては、施行日以降、特定麻薬向精神薬原料指定物質を取り扱う場合には、他の特定麻薬向精神薬原料と同様、記録、保管、届出等を行うことについて指導されたい。

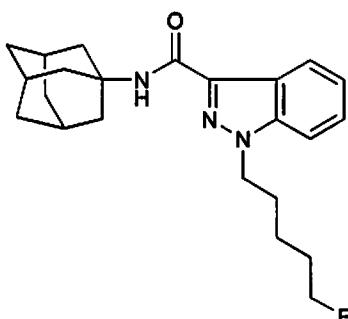
#### 第4 物質の構造式等

##### 1 麻薬

(1) 化学名：N—(アダマンタン-1-イル)-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド

通称：APINACA N-(5-fluoropentyl)誘導体

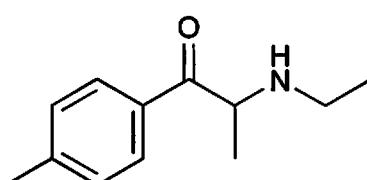
構造：



(2) 化学名：2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン

通称：4-MEC, 4-Methylmethcathinone

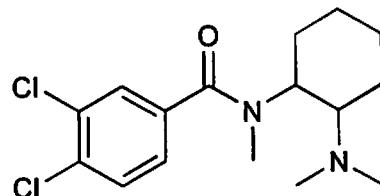
構造：



(3) 化学名：3,4-ジクロロ-N-[2-(ジメチルアミノ)シクロヘキシル]-N-メチルベンズアミド

通称：U-47700

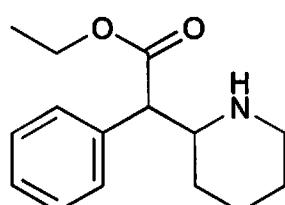
構 造 :



(4) 化学名 : 2-フェニル-2-(ピペリジン-2-イル) 酢酸エチルエ  
ステル

通 称 : Ethylphenidate

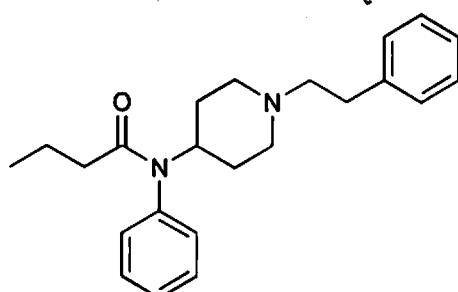
構 造 :



(5) 化学名 : N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニ  
ルブantanアミド

通 称 : Butyrfentanyl

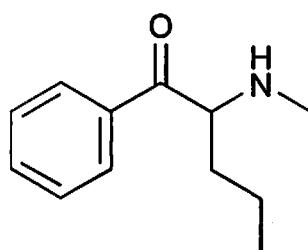
構 造 :



(6) 化学名 : 2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン

通 称 : Pentedrone

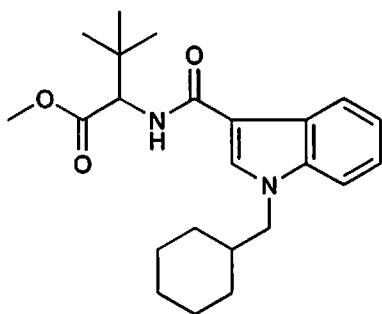
構 造 :



(7) 化学名 : メチル=2-[1-(シクロヘキシリルメチル)-1H-イン  
ドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノア  
ート

通称 : MDMB-CHMICA

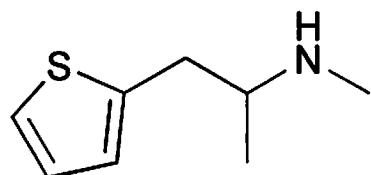
構造 :



(8) 化学名 : N—メチル—1—(チオフェン—2—イル) プロパン—2—アミン

通称 : Methiopropamine

構造 :

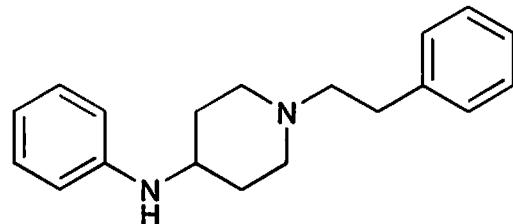


## 2 特定麻薬向精神薬原料

(1) 化学名 : 4—アニリノ—1—フェネチルピペリジン

通称 : ANPP

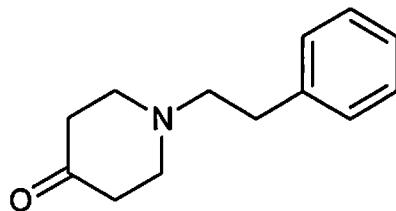
構造 :



(2) 化学名 : 1—フェネチルピペリジン—4—オン

通称 : NPP

構造 :



## 第5 その他

1 「輸入及び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量」等について  
上記特定麻薬向精神薬原料指定物質は、ごく少量でも乱用のおそれがあ

る麻薬N—(1-フェネチル-4-ピペリジル)プロピオニアリド(別名フェンタニル)の原材料であることから、その不正製造防止のため、施行規則第45条の5で定める「輸入及び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量」及び第45条の6で定める「事故の届出を要する数量」については定めないこととした。

よって、特定麻薬向精神薬原料指定物質については、数量に関係なく、輸出入及び事故の際には届出が必要であるため注意されたい。

## 2 指定薬物の指定について

上記麻薬指定物質は、現在、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物として指定しているが、改正政令の施行に伴い、指定薬物の指定から外れ、指定薬物ではなくなるので御了知いただきたい。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

## (政令)

四  
目 次

## 〔告示〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約(第二六六)

## 五

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定医薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(同七七)

## 本号で公布された法令のあらまし

## 〔行政手続法施行令の一部を改正する政令(二〇一)〕

## 〔二〇一〕

## 〔外務省〕

## 〔二〇一〕

行政手続法施行令の一部を改正する政令を以て公布する。

御名印

平成二十九年七月二十六日

政令第二百三〇号

行政手続法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続法（平成二年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第七十条第一項（同法第六十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の下に〔及び第三項〕」を加え、「第九十二条第二項」を「並びに第九十二条第二項」に改め、同項第四号中「第七条第三項」を「第七条第二項第一号及び第三項並びに第三項」に改め、同項第六号中「同項の政令に係る部分に限る。」及び「第四十四条」を削り、同項第九号中「第十三条第一項及び第三項」の下に「、第十八条第三項」を加え、同項第十二号中「及び第三項第一号」を「、第二項第二号及び第四項第二号」に改める。

附 則

この政令は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、第四条第一項第十二項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令を以て公布する。

御名印

平成二十九年七月二十六日

内閣總理大臣 安倍晋三

総務大臣 高市早苗  
内閣總理大臣 安倍晋三

（麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部改正）

第一条 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

九十一 N-メチル-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-1-アミン及びその塩類

内閣總理大臣 安倍晋三

第一条中第八十二号を第八十九号とし、第八十一号を第八十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十八 メチル-1-[(シクロヘキシルメチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-1-メチルブタノート及びその塩類

第一条中第八十号を第八十六号とし、第七十九号を第八十五号とし、第七十八号を第八十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

八十四 2-(メチルアミノ)-1-フェニルベンタン-1-オン及びその塩類

第一条中第七十七号を第八十二号とし、第六十六号から第七十六号までを五号ずつ繰り下げ、第六十五号を第六十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

七十七 N-(1-フェニルビペリジン-4-イル)-N-フェニルブタンアミド及びその塩類

第一条中第六十四号を第六十八号とし、第六十三号を第六十七号とし、第六十二号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十六 2-フェニル-1-(ビペリジン-2-イル)酢酸エチルエステル及びその塩類

第一条中第六十一号を第六十四号とし、第二十六号から第六十号までを三号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十七号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十八 3-(4-シクロロ-1-メチルベンズアミド)及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十六号とし、第六号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七二二-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

第一条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二二二-(アダマンタン-1-イル)-1-(5-フルオロベンチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

第一条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九一 1-(フェネチルビペリジン-4-オノン)及びその塩類

第一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

二四一-アリノ-1-フェニルビペリジン及びその塩類

第一条中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第四十号、別表第一第七十号及び別表第四第九号の規定に基づき、この政令を制定する。



平成 29 年 7 月 26 日 水曜日 官 報

- (1) Where a case in respect of which a request for arbitration has been made is pending in litigation or appeal, the mutual agreement that implements the arbitration decision on the case shall be considered not to be accepted by the person directly affected by the case if any person directly affected by the case who is a party to the litigation or appeal does not withdraw, within 60 days after receiving the decision of the arbitration panel, from consideration by the relevant Court or administrative tribunal all issues resolved in the arbitration proceedings. In this case, the case shall not be eligible for any further consideration by the competent authorities of the Contracting States.

(g) The provisions of paragraph 5 of Article 24 of the Convention and the paragraph shall not apply to cases falling within paragraph 3 of Article 4 of the Convention.

7. With reference to Article 25 of the Convention:

A Contracting State may decline to supply information relating to confidential communications between attorneys, solicitors or other admitted legal representatives in their role as such and their clients to the extent that the communications are protected from disclosure under the law of that Contracting State.

8. With reference to Articles 25 and 26 of the Convention:

Notwithstanding the provisions of paragraph 2 of Article 29 of the Convention, the provisions of Articles 25 and 26 of the Convention shall have effect from the date of entry into force of the Convention without regard to the date on which the taxes are levied or the taxable year to which the taxes relate.

9. Notwithstanding any provisions of the Convention, any income and gains derived by a silent partner in respect of a direct partnership (in the case of Japan, Tokumeikumiai) contract or another similar contract may be taxed in the Contracting State in which such income and gains arise and according to the laws of that Contracting State.

authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

FOR Japan:

卷之三

For the Republic

○厚生労働省令第七十六号 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の三十六の規定に基づき、麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成二十九年七月二十六日		厚生労働大臣 坂崎 篤久	
改 正 後		改 正 前	
別表第三（第四十五条の八関係）		別表第三（第四十五条の八関係）	
一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料		一 次に掲げる物以外の麻薬向精神薬原料	
イ・ロ （略）		イ・ロ （略）	
ハ 四一二リノー一フエネチルビペリジンとして五十%を超えて含有する物		ハ ハリワ （新設）	
ターネ （略）		カボソ （略）	

改 正 後		改 正 前	
(指定薬物)	第一 条	(指定薬物)	第一 条
一、十六 (略)	一、十六 (略)	一、十六 (略)	一、十六 (略)
二十七、八十七 (略)	二十七、N-1 (アタママンチル) 一一一 （五）フルオロベンチル 一二H-イン ダゾール-三カルボキサミド及びその 塩類	二十七、N-1 (アタママンチル) 一一一 （五）フルオロベンチル 一二H-イン ダゾール-三カルボキサミド及びその 塩類	二十七、N-1 (アタママンチル) 一一一 （五）フルオロベンチル 一二H-イン ダゾール-三カルボキサミド及びその 塩類
八十八、百四十四 (略)	十八、八十八 (略)	八十九、三・四ージクロローナー[二]ジ メチルアミノ) シクロヘキシル] -N- メチルベンザミド及びその塩類	八十九、三・四ージクロローナー[二]ジ メチルアミノ) シクロヘキシル] -N- メチルベンザミド及びその塩類
九十一、百四十六 (略)	九十一、百四十六 (略)	百四十七、二ーフエニル-二-(ビベリジ ン-二-イル) 酢酸エチルエステル及び その塩類	百四十七、二ーフエニル-二-(ビベリジ ン-二-イル) 酢酸エチルエステル及び その塩類
百四十八、百四十九 (略)	百四十八、百四十九 (略)	百四十九、百四十八 (略)	百四十九、百四十八 (略)
百五十、百四十九 (略)	百五十、百四十九 (略)	百五十一、二ーメチルアミノ-二-(チオ フェニル-二-イル) プロパン及びその塩 類	百五十一、二ーメチルアミノ-二-(チオ フェニル-二-イル) プロパン及びその塩 類
百五十三、二百一 (略)	百五十三、二百一 (略)	二百三、二ーメチルアミノ-二-(チオ フェニル-二-イル) プロパン及びその塩 類	二百三、二ーメチルアミノ-二-(チオ フェニル-二-イル) プロパン及びその塩 類
百四十九、一百九十八 (略)	百四十九、一百九十八 (略)	百四十九、一百九十八 (略)	百四十九、一百九十八 (略)
百五十、一百九十九 (略)	百五十、一百九十九 (略)	百五十、一百九十九 (略)	百五十、一百九十九 (略)

○厚生労働省令第七十七号  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十六日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する省令の指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前編及び改正後編に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前編に掲げる対象規定で改正後編にこれに対応するものと掲げていよいものは、これを削る。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する省令の指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前編及び改正後編に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前編に掲げる対象規定を改正後編に掲げていよいものは、これを削る。

百九十九、二百五 (略)  
(削る)

二百六、二百六十 (略)  
(削る)

二百四、二百十 (略)  
二百十一 メチルリニーニー(バクロヘ  
キシルメチル) -1-H-インドノール  
ニカルボキサミド] -13・3-ジメチ  
ルブタノアート及びその塩類

二百十二、二百六十六 (略)

○外務省令示第二百六十六号  
平成二十九年九月三十日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の除免並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約について、スロベニア共和国は、同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、我が国はこれを平成二十九年六月二十二日に受領した。我が国は、平成二十九年七月二十四日に同条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを見認する通告を行い、スロベニア共和国はこれを同日に受領した。よって、同条約は、その第二十九条の規定に従い、平成二十九年八月二十二日に効力を生ずる。

平成二十九年七月二十六日

外務大臣 岸田 文雄

告 示

二